

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第19回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月7日（水） 14:00から16:30
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
（委員会）高面部会長、江口部会長代理、河野委員、瀬川委員、箕野委員  
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、  
山瀬事務室次長、森田事務室主任調査員ほか
4. 議 題
  - （1）年金記録確認申立書受付件数について
  - （2）あっせん案の審議
  - （3）申立案件の審議
  - （4）その他
5. 会議経過
  - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の3件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
  - （3）申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - （4）次回は、5月14日（水）14:00から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局  
後日修正の可能性あり ）

## 年金記録確認広島地方第三者委員会（第17回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月8日（木） 14:00から16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
(委員会) 立岩委員長、伊藤委員長代理、臼田委員、畝田谷委員、江口委員、  
柏信委員、木脇委員、河野委員、高面委員、酒井委員、島方委員、  
瀬川委員、藤川委員、藤澤委員、三浦委員、箕野委員  
(中国四国管区行政評価局) 吉田局長、干田事務室長、山瀬事務室次長、  
武田事務室次長ほか
4. 議 題
  - (1) 中国四国管区行政評価局長挨拶
  - (2) 委員長挨拶
  - (3) 部会の設置について
  - (4) 年金記録確認申立書受付件数について
  - (5) 申立案件の審議
  - (6) その他
5. 会議経過
  - (1) 吉田局長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。

当委員会は、昨年7月に5名で発足してから10か月が経過したが、結論に至った件数は235件になる。5月からは4部会体制に移行し、また、4月から事務局も人員を増やし、審議の一層の効率化、スピードアップを図りたいと考えている。

今後は、平成20年3月末までに受け付けた事案については、10月末には処理を終えるようにしていきたいと思っている。また、事案により判断が難しい案件もあるが、事務局として整理をして速やかに結論を出していただけるよう全力を尽くしていきたい。
  - (2) 立岩委員長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。

昨年の7月に当委員会が発足し、10か月が経過した。その間の処理件数は235件になるが、県内の社会保険事務所が受け付けた件数は1,000件近くになり、当委員会に送付された件数も600件を超えている。最近は、「年金特別便」が開始され、これを契機に更に申立件数が増加するのではないかと考えている。

そうした中、5月から四部会体制となり、事務局も人員を増やし、新たにスタートすることとなった。当委員会の使命は、年金保険料をまじめに納付してきた方々の目線にたって公正・公平な判断を示すことにより、国民の皆様の年金に対する信頼を回復することである。

当委員会の判断が、事実上の最終判断になるので、引き続き、国民の立場に立ち、迅速・適正な処理を行うとともに、委員会に課せられた重い責任を果たしていきたい。

- (3) 部会の設置について、事務局から説明され、了承された。
- (4) 「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
- (5) 申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
- (6) 次回からは、4部会に分かれて審議が行われ、第一部会が5月15日(木)14:00から、第二部会が5月14日(水)14:00から、第三部会が5月13日(火)14:30から、第四部会が5月16日(金)14:00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会（第13回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月13日（火） 14:30から17:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
(委員会) 島方部会長、三浦部会長代理、畝田谷委員、柏信委員  
(中国四国管区行政評価局) 吉田局長、干田事務室長、  
山瀬事務室次長、青木事務室主任調査員ほか
4. 議 題
  - (1) 年金記録確認申立書受付件数について
  - (2) あっせん案の審議
  - (3) 申立案件の審議
  - (4) その他
5. 会議経過
  - (1) 「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - (2) 国民年金の3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の4件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
  - (3) 申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - (4) 次回は、5月20日（火）14:00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第20回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月14日（水） 14：00から16：00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
（委員会）高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員  
（中国四国管区行政評価局）干田事務室長、山瀬事務室次長、森田事務室主任調査員ほか
4. 議 題
  - （1）年金記録確認申立書受付件数について
  - （2）あっせん案の審議
  - （3）申立案件の審議
  - （4）その他
5. 会議経過
  - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の2件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
  - （3）申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - （4）次回は、5月21日（水）14：00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会（第19回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月15日（木） 14:00 から 16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
（委員会）立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員  
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、  
山瀬事務室次長、武田事務室次長ほか
4. 議 題
  - （1）年金記録確認申立書受付件数について
  - （2）あっせん案の審議
  - （3）申立案件の審議
  - （4）その他
5. 会議経過
  - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - （2）国民年金の3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の5件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
  - （3）申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - （4）次回は、5月22日（木）14:00 から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会（第1回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月16日（金） 14：00から16：00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
（委員会）白田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員  
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、千田事務室長、  
山瀬第二部次長、國行事務室主任調査員ほか
4. 議 題
  - （1）部会長挨拶
  - （2）部会長代理の指名
  - （3）年金記録確認申立書受付件数について
  - （4）申立案件の審議
  - （5）その他
5. 会議経過
  - （1）白田部会長から、以下の趣旨の挨拶が行われた。  
先般の委員会で、委員長から当委員会の第四部会長の指名を受けた。当委員会の使命は保険料をまじめに納めてきた方々の目線に立って、公平・公正な判断を行うことによって一刻も早く国民の信頼を回復することにあると考える。  
当委員会の判断が、事実上の最終判断になるので、国民の皆様の立場に立った公正な委員会の運営に努めてまいりたい。
  - （2）部会長により、箕野委員が第四部会の部会長代理に指名された。
  - （3）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - （4）申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - （5）次回は、5月23日（金）14：00から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局  
後日修正の可能性あり ）

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会（第14回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月20日（火） 14:00から16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
(委員会) 三浦部会長代理、畝田谷委員、柏信委員  
(中国四国管区行政評価局) 吉田局長、干田事務室長、山瀬事務室次長、  
青木事務室主任調査員ほか
4. 議 題
  - (1) 年金記録確認申立書受付件数について
  - (2) あっせん案の審議
  - (3) 申立案件の審議
  - (4) その他
5. 会議経過
  - (1) 「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - (2) 国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の3件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
  - (3) 申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - (4) 次回は、5月27日（火）14:00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第21回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月21日（水） 14：00から16：00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
（委員会）高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員  
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、  
山瀬事務室次長、森田事務室主任調査員ほか
4. 議 題
  - （1）年金記録確認申立書受付件数について
  - （2）あっせん案の審議
  - （3）申立案件の審議
  - （4）その他
5. 会議経過
  - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、4件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の1件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
  - （3）申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - （4）次回は、5月28日（水）14：00から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局  
後日修正の可能性あり ）

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会（第20回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月22日（木） 14:00 から 16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
（委員会）立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員  
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、  
山瀬事務室次長、武田事務室次長ほか
4. 議 題
  - （1）年金記録確認申立書受付件数について
  - （2）あっせん案の審議
  - （3）申立案件の審議
  - （4）その他
5. 会議経過
  - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - （2）国民年金の3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の3件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
  - （3）申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - （4）次回は、5月29日（木）14:00 から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会（第2回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月23日（金） 14：00 から 16：00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
（委員会）白田部会長、箕野部会長代理、瀬川委員、藤澤委員  
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、  
山瀬事務室次長、國行事務室主任調査員ほか
4. 議 題
  - （1）年金記録確認申立書受付件数について
  - （2）申立案件の審議
  - （3）その他
5. 会議経過
  - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - （2）申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - （3）次回は、5月30日（金）14：00 から開催されることとなった。

〔 文 責 ： 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第三部会（第15回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月27日（火） 14:00から16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
（委員会）島方部会長、三浦部会長代理、畝田谷委員、柏信委員  
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、山瀬事務室次長、  
青木事務室主任調査員ほか
4. 議 題
  - （1）年金記録確認申立書受付件数について
  - （2）あっせん案の審議
  - （3）申立案件の審議
  - （4）その他
5. 会議経過
  - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - （2）国民年金の3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の記録訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定するとともに、4件の事案について厚生年金の記録訂正の必要はないと判断した。
  - （3）申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - （4）次回は、6月3日（火）14:00から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第二部会（第22回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月28日（水） 14:00 から 16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
（委員会）高面部会長、江口部会長代理、河野委員、木脇委員  
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、  
山瀬事務室次長、森田事務室主任調査員ほか
4. 議 題
  - （1）年金記録確認申立書受付件数について
  - （2）あっせん案の審議
  - （3）申立案件の審議
  - （4）その他
5. 会議経過
  - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、1件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の4件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
  - （3）申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - （4）次回は、6月4日（水）14:00 から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局  
後日修正の可能性あり ）

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第一部会（第21回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月29日（木） 14:00 から 16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
（委員会）立岩部会長、伊藤部会長代理、酒井委員、藤川委員  
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、  
山瀬事務室次長、武田事務室次長ほか
4. 議 題
  - （1）年金記録確認申立書受付件数について
  - （2）あっせん案の審議
  - （3）申立案件の審議
  - （4）その他
5. 会議経過
  - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件を審議し、決定するとともに、3件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。
  - （3）申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - （4）次回は、6月5日（木）14:00 から開催されることとなった。

〔 文 責 : 事 務 局  
後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認広島地方第三者委員会第四部会（第3回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月30日（金） 14:00 から 16:00
2. 場 所 広島合同庁舎第4号館13階 中国四国管区行政評価局委員室
3. 出席者  
（委員会）白田部会長、箕野部会長代理、藤澤委員  
（中国四国管区行政評価局）吉田局長、干田事務室長、  
山瀬事務室次長、國行事務室主任調査員ほか
4. 議 題
  - （1）年金記録確認申立書受付件数について
  - （2）あっせん案の審議
  - （3）申立案件の審議
  - （4）その他
5. 会議経過
  - （1）「年金記録に係る確認申立書」受付件数及び広島地方第三者委員会への「年金記録に係る確認申立書」転送件数について、事務局から説明が行われた。
  - （2）国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案3件を審議し、決定するとともに、2件の事案について国民年金保険料の納付記録の訂正の必要はないと判断した。また、厚生年金の1件の事案について記録訂正の必要はないと判断した。
  - （3）申立事案についての審議を行った。  
審議に当たっては、申立事案それぞれについて、保険料の納付状況等の関連資料、周辺事情として何が存在しこれらをどのように評価すべきか、さらに調査すべき点は何か等について、議論が行われた。  
なお、次回の部会においても、引き続き、申立事案の審議を継続することとされた。
  - （4）次回は、6月6日（金）14:00 から開催されることとなった。

（ 文 責 ： 事 務 局  
後日修正の可能性あり ）